

平成31年度国の施策
及び予算に関する要望書

平成30年8月

特別区長会

平成30年8月

殿

特別区長会会長

西川 太一郎

平成31年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取り組みを進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって緊急の課題である、福祉、都市基盤、環境等の施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における平成31年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

頁

1	分権改革の推進・地方税財源の充実強化	1
2	社会保障・税番号制度の運用	4
3	子育て支援策の充実	5
4	児童相談所設置の促進	8
5	ホームレス自立支援策の充実	11
6	生活保護制度の充実・改善	12
7	障害者施策の充実	14
8	介護保険制度の充実	15
9	医療保険制度の充実	16
10	国有財産の活用	18
11	地域医療の充実	19
12	予防接種の充実	20
13	住宅宿泊事業法関係業務等への支援	21
14	交通システムの整備促進	22
15	都市計画道路等の整備促進	23
16	都市インフラの改善	24
17	都市農業の振興及び緑化対策の推進	26
18	災害対策の充実	28
19	地球温暖化防止対策の推進	31
20	オリンピック・パラリンピック支援策の充実	32

1 分権改革の推進・地方税財源の充実強化

「分権改革」は、一括法や国と地方の協議の場に関する法律の成立により、一部の事務で権限移譲が行われるなど、その理念を具体化しつつある。しかし、真の分権型社会を実現するためには、改革の歩みを止めることなく、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障することが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の確実な実現

真の「分権改革」を早期に実現するため、基礎自治体が実質的に地域の総合的な行政主体として役割を果たせるよう、事務移譲や義務付け等の関与の見直しを行うこと。

用途地域等の都市計画決定権限をはじめ、特別区を権限移譲の対象外とすることなく、一定の規模・能力を有する基礎自治体を対象に権限移譲を行う場合には、特別区も対象に加えること。

(2) 地方税財源の充実強化

① 地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきものであり、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する、法人住民税の一部国税化を早期に見直し、地方自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正等を行わないこと。また、法人実効税率の引き下げ等、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において、確実な代替財源を確保すること。

② 地方自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税

源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。

- ③ 地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向け抜本的な再構築を図ること。
- ④ 国から地方への税源移譲にあたっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。
- ⑤ 国庫補助負担金制度については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものについては地方に負担を転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。

(3) 国の施策変更に伴う地方への十分な配慮

社会保障と税の一体改革等、地方に関わる国の施策の変更等については、地方の意見を十分尊重し、実質的な地方負担増が生じないように、国において十分な財政措置を講じること。

(4) ふるさと納税制度の見直し

- ① 制度本来の趣旨には賛同するものの、特別区における平成29年度の「ふるさと納税にかかる寄附金控除額（推計）」は約232億円に及んでおり、今後はさらに増大することが予想される。本年4月1日付けで、総務省から各自治体に対し、過剰な返礼品の自粛等を要請する通知が発出されたことについては一定の評価をしているが、引き続き、制度本来の趣旨に立ち返って見直しを行うこと。
- ② ふるさと納税ワンストップ特例制度については、本来国が負担すべき所得税控除分を地方自治体の個人住民税控除で負

担することがないよう、制度の見直しを行うこと。

(5) 地方消費税清算基準の制度本来の趣旨に即した見直し

- ① 地方消費税交付金清算基準の見直しにより、特別区全体で約380億円の減収が見込まれている。税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を併せて高めていくこと。
- ② 消費代替指標である人口の比率を清算基準の本来の趣旨に反して殊更に引き上げることは、地方分権の流れに逆行するものであるため、是正すること。
- ③ 消費代替指標である従業者数は、勤務地等における消費活動を反映させる指標として必要不可欠であり、清算基準において引き続き用いること。

2 社会保障・税番号制度の運用

社会保障・税番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための極めて重要な基盤である。制度の円滑な運用に万全を期すため、既存システムの改修、中間サーバー負担金等及びカード交付事務等の関連業務の所要経費は、地方交付税によらず国の責任において、全額負担すること。

3 子育て支援策の充実

都市部においては、女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するための長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等の多様な保育サービスの需要が増大化しており、待機児童の解消を含む保育サービスの十分な供給は、依然として困難な状況にある。

こうした中、地価や賃料の高い特別区では、保育所や学童クラブ等の施設の整備は財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

国においては、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が導入されたことに伴い、地域の実情に合った子育て支援策をより一層充実させるため、次の方策を講じること。

(1) 子ども・子育て支援新制度への対応

平成27年度に導入された子ども・子育て支援新制度について、十分な財源を確保し、実施主体である特別区の切れ目のない子育て支援に即した財政支援を拡充するとともに、制度に基づく事業に必要な学童クラブ等の施設整備の推進及び長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等の多様な保育サービスに対応する保育士等の人材の安定確保に取り組むこと。

また、制度の円滑な運用に向けて、現在制度外となっている認証保育所や私立幼稚園等の施設に対して、新制度への適用の拡大や移行支援を行うとともに、従前の財政支援を継続すること。

(2) 認可外施設も含めた保育施設への財政支援

都市部に特に多い待機児童の解消を図り、実態に応じた多様

な保育需要に応えるために特別区が整備してきた東京都認証保育所や特別区独自の基準による認可外施設を含めた保育施設の開設、経常的なランニングコスト、大規模修繕に対し、安心こども基金の継続又はそれに代わる補助の拡充等による財政支援を行うこと。

また、特別区が計画的かつ安定的に保育所等の整備計画を策定できるよう、各種補助について補助対象期間の延長、複数年度化を行うこと。さらに、企業主導型保育所設置に関する保育運営事業者からの設置申請等の動きがあった場合は、迅速に情報提供すること。

(3) 仕事をしながら子育てを行う世帯への支援策の充実

仕事をしながら子育てを行う世帯にとって、育児休業取得やワークライフバランス定着等は必要不可欠である。そこで、全ての労働者が希望どおり育児休業等が取得できるよう、育児休業給付金の条件付き延長制度の見直しをはじめとした育児休業取得促進施策の強化に努めること。また、働きながら安心して子育てができるよう、事業所内保育施設の設置促進を図るなど、労働行政における子育て支援制度をより一層充実させること。

(4) 子育てを行う世帯の経済的負担の軽減

子育て世代の経済的負担の軽減のため、また貧困の世代間連鎖の解消に向け、都市部の生活実態を踏まえたひとり親家庭への支援の充実、中学生までを対象とした子どもの医療費助成制度創設や子どもの貧困問題を解消するための手当の創設等の金銭給付等の施策を行うこと。また、「新しい経済政策パッケージ」

において閣議決定された幼児教育・保育の無償化の実現に向けては、国の責任において財源を確保したうえで着実に推進すること。

4 児童相談所設置の促進

平成28年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）では、児童相談所の設置を促進するため、平成29年4月から、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされた。

さらに、改正法の附則で、政府が法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、支援等の必要な措置を講じると規定された。

特別区においては、平成28年4月の特別区長会総会で、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所の設置を目指すこと」を確認し、設置に向けた検討を進めている。

また、平成29年6月から、当面の対応として設置予定時期の早い3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と東京都の間で、児童相談所設置計画案の確認作業を開始し、その経過を設置希望区全体にフィードバックしながら、各区が設置準備に取り組んでいるところである。

国は、以上のことを踏まえ、特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう、次の方策を講じること。

（1）国による支援措置の確実な履行等

改正法施行後5年を目途に実施するとされている児童相談所設置に係る支援等について、国は支援等の措置を講じるにあたって、特別区に負担が生じることがないようにするとともに、既に自治体向けに説明を行った支援期間延長の確実な履行など、

状況に応じて柔軟に対応すること。

(2) 児童相談行政に係る財政支援の充実・強化

特別区が迅速に児童相談所を設置し、円滑に運営していくためには、国による財政支援の充実・強化が必要不可欠であり、以下のとおり対応すること。

- ① 児童相談所の整備費等について、一時保護所と同様に、国庫補助の対象とすること。
- ② 一時保護所の整備にあたって、国は、整備費の2分の1相当を補助しているが、その補助額は実際の整備費と乖離している。このため、整備費の実態に見合った補助単価とするなど、必要な見直しを行うこと。
- ③ 特別区職員の派遣研修の受入れや、児童相談所開設時における都職員の特別区への派遣など、都・近隣縣市等が財政的理由により、児童相談所の立ち上げ支援を躊躇することがないよう、国庫補助制度の充実を図ること。
- ④ 里親委託をより一層推進するには、里親制度に対する社会の理解を深め、広く一般家庭から里親を希望する者を増やすことが必要かつ有効である。このため、国庫補助の対象を児童相談所設置自治体に限定することなく、児童相談所の設置を目指す区や市も対象とすること。
- ⑤ 一時保護機能強化事業における一時保護対応協力員に係る国庫補助金について、学習指導協力員の配置経費と同様に、トラブル対応協力員についても、配置人数に応じて算定すること。

(3) 専門研修の拡充等

国(子どもの虹情報研修センター)が実施する研修について、児童相談所の設置を目指す区や市の職員も参加できるよう、受講対象者等を拡充するとともに、研修内容の充実を図ること。

5 ホームレス自立支援策の充実

都市部でのホームレス対策は地方公共団体の取り組みだけでは抜本的な解決は困難であり、かつ生活保護制度等の他の施策への影響が極めて大きいことから、国はその対策を積極的に講じるべきである。

そこで、国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び生活困窮者自立支援法の趣旨に基づく施策の実現を目指し、明確な責任の下に総合的な対策を講じること。とりわけ、次の方策を講じること。

(1) 雇用の創出、雇用状況の改善

安定的な就労機会を確保することで生活再建が図れるよう、雇用の創出や雇用状況の改善に取り組むこと。また、生活・雇用に関するセーフティネットが重層的に機能するよう、住居・生活に困窮する離職者等に対する確かな雇用支援を行うこと。

(2) 都区の負担が軽減される財政措置

東京都と特別区が共同で行うホームレス対策事業は、平成27年度の生活困窮者自立支援法施行後も、法の中に位置づけられる事業となったが、都市部での地域の実情に応じたホームレス対策事業に係る費用については、引き続き国の責任において全額国の負担とすること。

6 生活保護制度の充実・改善

国は、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策に総合的に取り組むため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び生活困窮者自立支援法を施行するとともに、就労自立給付金制度や自立相談支援事業の創設等、大幅な制度の見直しを行っているものの、依然として都市部における受給者は数多く存在しており、生活保護財源のさらなる充実が必要とされている。

生活保護制度は、本来ナショナルミニマムとして国が責任を持って実施すべきことであるため、今後も中長期的な視点に立った制度の見直しを行うこと。とりわけ、次の方策を講じること。

(1) 生活保護制度の見直し

生活保護制度が最後のセーフティネットとして役割を果たせるよう、雇用・労働・住宅施策や年金・医療制度等社会保障全般を含めた制度の見直しに早急に着手するとともに、地方自治体の意見を反映すること。また、高齢者世帯に対して、金銭給付に特化するなど、現行の生活保護制度と切り離れた、新たな生活保障の仕組みを創設すること。

(2) 国の責務と負担の明確化

生活保護制度は全国一律の社会保障制度であり、国が責任を持って実施すべきことであるため、現行の生活保護費の負担割合を改めて全額国の負担とすること。特に、都道府県を越えて移動する、居住地のない者等に係る生活保護費についても全額国の負担とすること。また、生活保護制度を補完する生活困窮者自立支援制度に係る費用等についても同様に十分な財政措置を行

うこと。

7 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 地域生活支援事業等についての補助金制度の見直し

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業等の障害者支援に対する国の財源を確保し、基準額を上回る場合や包括補助のため生じている区の超過負担が増加しないよう、区の事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。

(2) 福祉基盤整備に対する財政支援の拡充

国の指針に基づき策定した各特別区の障害者福祉計画内のサービス見込み量を確保するための方策として、既存の障害者施設の施設等整備費の国庫負担の確保や新規の事業者の参入促進のためのサービス利用支援費等に対する事業者の報酬額を増額すること。

(3) 福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保

障害の重症化、多様化に対応し、障害者を地域で受け入れるための居宅介護従事者等の確保、育成に係る施策を充実すること。

また、相談支援専門員が、専従職員としてサービス等利用計画の作成業務に従事できるよう、報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。

8 介護保険制度の充実

急速な高齢化の進行に伴い、要介護認定者数は毎年増加し、介護サービスの提供は増加の一途をたどっている。また、地価や賃料の高い特別区においては、用地の確保が困難であることから、特別養護老人ホーム等の新たな高齢者福祉施設の整備が進まない状況にある。

また、介護保険制度の円滑な運営の要となる人材確保と定着について、現在の支援策では抜本的な解決とはなり得ていない。

このため、次の方策を講じること。

(1) 調整交付金の別枠措置

被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(2) 特別養護老人ホーム等の用地取得費・施設整備費補助

特別養護老人ホーム等の用地取得費について補助対象とすること。また、施設整備については、都市部の実情を十分踏まえ、建築整備に係る建設費等の助成の充実を図ること。

(3) 介護人材の確保・定着及び育成に関する継続的な施策の実施

地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、必要な人材の確保に向けた取り組みを拡充するとともに、キャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。

9 医療保険制度の充実

国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、加入者一人当たり医療費が高い一方、低所得者が多いために保険料負担能力が低いという構造的課題を抱えている。

さらに、特別区においては、高度医療機関の集積や高額医薬品の使用等に伴う医療費の急増が国保運営を大変厳しいものとしていることに加え、大都市特有の事情として、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない様々な課題を抱えている。

このため、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、次の方策を講じること。

(1) 保険者へのさらなる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策の拡充

定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化拡充すること。

また、低所得者層へのより一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任においてさらなる財政支援を引き続き講じること。

(2) 多子世帯への支援

多子世帯への支援など、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る均等割保険料の軽減措置を始めとした制度の見直しをすること。

また、国の責任において区市町村の補助制度に対する財政措置を講じること。

10 国有財産の活用

国は、国有財産の活用に向けた制度の拡充及び見直しを行っているが、特別区においては、地価や賃料等が高く、整備用地の確保が困難であるため、保育所等の保育施設、特別養護老人ホーム等の高齢者施設等の福祉関係施設の整備が進んでいない状況にある。

このため、国有財産の積極的な活用を促進するよう、次の方策を講じること。

(1) 未利用国有地等の優先的使用の拡大

特別区内にある未利用国有地等について、当該土地の存する特別区が活用を希望する場合の優先的使用を拡大すること。

(2) 活用に向けた制度の見直し

保育施設、高齢者施設等の福祉関係施設等、特別区の関係施設の整備促進とともに、福祉事業を営む民間事業者の参入促進等のため、国有地の定期借地契約による貸付、土地賃料や売却価格等の設定について、さらなる減免や減免対象施設の拡大等により財政的負担の軽減を行うなど、より一層の支援の拡充や支援制度の見直しを行うこと。

さらに、公共随意契約における国有地の処分等価格の決定手続きにあたっては、地方公共団体等が行う福祉関係施策等の展開を阻害するような方針を見直すこと。

1 1 地域医療の充実

患者中心の医療の実現に向け、より効率的で質の高い医療体制を構築していくとともに、地域ごとに切れ目のない医療サービスを確保するため、次の事項について、実効性のある方策を講じること。

(1) 基準病床数の算定方法の見直し

人口及び入院患者の流入、高齢化社会の進展、医療機関の偏在等、地域医療の実情を踏まえた基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方法を見直すこと。

(2) 特定不妊治療への取り組みの充実

子どもを望む区民の希望にできる限り応えられるよう、所得基準の見直し等、特定不妊治療費助成の拡充を行うこと。

12 予防接種の充実

予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるには、予防接種を継続的・安定的に実施することが必要である。

このため、自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、国は責任を持って、次の方策を講じること。

(1) 予防接種に係る財政措置

予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費は、地方交付税によらずに全額国の負担とすること。

(2) 予防接種制度改正にあたっての地方への配慮

制度改正にあたっては、国の予防接種基本計画に基づくものとし、十分な準備期間を取り、地方自治体や医療機関に過度な負担が生じないようにすること。

(3) ワクチンの安定供給

ワクチン不足が生じないように、安定供給対策を十分に講じること。

13 住宅宿泊事業法関係業務等への支援

平成30年6月15日に施行された住宅宿泊事業法のもとで、多くの特別区では条例を制定し、いわゆる「違法民泊」対策や良好な生活環境の確保を行うことにより、健全な住宅宿泊事業の普及を図っているところである。

このため、次の方策を講じること。

(1) 事務経費、人件費等の財源措置

事業者の届出受付や報告書類の入力等の事務処理、施設への立入調査及び事業者の指導等を行うために要する人的措置等に対し、地方交付税によらない財源措置を行うこと。

1 4 交通システムの整備促進

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するものであり、極めて重要な課題である。

このため、交通政策審議会が平成28年度に答申した、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトと位置づけられた以下の路線について、早期の実現に向けた方策を講じること。

また、鉄道整備及び沿線まちづくりに対する財政支援を拡充すること。

- (1) 東京8号線の延伸（豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市）
- (2) 東京11号線の延伸（押上～四ツ木～松戸市）
- (3) 東京12号線の延伸（光が丘～大泉学園町）
- (4) 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設（京急蒲田～蒲田）
- (5) 台場・有明から都心部を結ぶ地下鉄新線の新設（臨海部～銀座～東京）

15 都市計画道路等の整備促進

特別区では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、首都東京の都市計画道路ネットワークが十分機能していない状況にある。これらは、事故の危険性や道路交通円滑化の大きな妨げとなっている。

このため、首都東京の地域特性を考慮し、緊急輸送路としての機能を確保するためにも、都市の基幹的施設である都市計画道路の整備が計画的かつ確実に促進されるよう、次の方策を講じること。

(1) 安定的かつ十分な財源の確保

都市計画道路の整備を促進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、特別区の防災機能向上等、都市再生の観点からも早期に整備するために必要な財政措置を講じること。

(2) 連続立体交差事業の予算の拡大

「開かずの踏切」を早期に解消するため、連続立体交差事業の予算を拡大すること。また、事業候補区間の選定に必要なまちづくり推進の取り組みに対して、財政的・技術的支援を行うこと。

(3) 東京外かく環状道路等の整備促進

慢性的な交通渋滞解消のため、事業化の見込みが立っていない区間も含め、早期完成に向けて着実に整備を促進すること。

16 都市インフラの改善

オリンピック・パラリンピックの開催、首都直下地震が迫る中、都市としての道路や鉄道等のインフラの改善を図るため、次の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備

交通安全・渋滞緩和のため、将来を見据えた国道の立体整備に早期に着手し整備を図ること。

(2) 羽田空港の機能強化に係る対応

騒音影響や安全管理など、懸念されている課題に対し、住民が納得することができる十分な検討及び説明を行うこと。また、新飛行ルートが実現した際には、常時騒音測定局の設置等、関係自治体からの要望にきめ細かく対応すること。

(3) 駅のバリアフリー化に係る補助制度の推進

地域の実情や利用実態を踏まえ、利用者の多い駅におけるホームドア、エレベーター等の設置について、補助制度の積極的な運用を推進すること。

(4) 社会資本整備総合交付金の十分な財源措置

市街地再開発事業等による安全で安心なまちづくりを進めるため、社会資本整備交付金の十分な財源措置を図ること。

また、高地価等の特別区の地域特性を考慮して、市街地再開発事業に係る税制の改善を図ること。

(5) 社会インフラ老朽化への対応

道路・橋梁等の社会インフラの老朽化対策を着実に実施するため、先端的技術の検証や点検・検査技術の確立、維持管理の基準設定や更新のルール化、点検や維持補修に対する補助金交付など、技術・制度・財政の観点から総合的な支援を行うこと。

(6) 観光バス駐車場の整備

訪日外国人観光客の急増により、喫緊の課題となっている観光バス駐車場を整備する区への全額補助及び事業者に対する財政支援等を行うこと。また、国有地を観光バスの駐車場として開放するとともに、既存の公園等が活用できるよう、規制を緩和すること。

(7) 電線類の地中化の促進

災害に強く安全な都市基盤整備及び都市景観の向上を図るため、電線地中化に関する補助の拡充及び補助手続きの簡略化を行うとともに、地上機器の設置に向けた支援や狭小道路等に対応した新工法の開発など、技術支援を行うこと。

17 都市農業の振興及び緑化対策の推進

都市の緑は、安全で快適な生活環境の形成に欠かせない資源であるが、農地を含め都市の緑は年々減少している。都市の緑を守るため、都市計画制度上の都市農地の位置づけを見直すとともに、高地価等の特別区の地域特性を考慮して、次の方策を講じること。

(1) 緑地の保存及び活用への財政支援の充実

生産緑地等の都市農地や保存樹林地等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する十分な財政支援を行うこと。特に平成3年の生産緑地法の改正に伴う、生産緑地の買取申出の集中が予想される平成34年が近づいており、これらに対応するための財政支援及び農地保全策を早急に打ち出すこと。

また、都市農地等の土地所有者の死亡により相続された当該都市農地等が賃貸されている場合にも、相続人による買取申出ができるよう制度を見直すこと。

(2) 緑の消失防止策の充実

相続に伴う緑の消失を防ぐため、都市農地等の土地所有者が当該都市農地等を賃貸している場合も含め、相続税納税猶予制度を見直すこと。特に、保存樹林地や都市農地等の土地所有者に対する負担を軽減するとともに、農業経営に必要な施設用地や屋敷林等も制度の対象に含めること。保存樹・保存樹林の維持管理経費を税控除対象とし、樹林地の土地評価額の控除割合を見直すこと。

(3) 市街化区域内農地の維持・保全

都市農業振興基本計画に掲げた事項について、各省庁が必要な施策の行程表を示したうえで迅速かつ着実に施策を実施すること。

(4) 都市公園の長寿命化に係る補助要件の見直し

社会資本整備総合交付金事業の1つである公園施設長寿命化対策支援事業の交付対象要件が「原則2ha以上の都市公園」とされているが、面積要件を満たさない小規模公園については、老朽化等による区の財政負担が多くなり、施設利用者の安全・安心の確保が困難となることから、交付対象事業の面積要件を撤廃し、全ての都市公園を交付対象とすること。

18 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による水害等への対策の一層の充実を図るため、次の具体的な方策を講じること。

(1) 帰宅困難者への対応

一斉帰宅抑制の周知徹底、帰宅困難者対策を実施する事業者への支援拡充、一時滞在施設の整備拡大等を進めるとともに、区独自の取り組みに対する財政措置を講じること。また、代替輸送手段の確保など行政や事業者を含めた広域的な連携が図れるよう、国が主導すること。さらに、災害時の支援行為の促進、一時滞在施設の早急な確保のため、施設所有者等が善意で行った救護措置等の行為の結果について、賠償責任を問わないことを法改正等により明文化すること。

(2) 高層住宅への対応

高層住宅におけるライフラインを確保するため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階での備蓄倉庫の設置義務化等、より一層の防災対策を推進すること。

(3) 出火防止対策に係る補助制度の創設

地震による出火の原因となる電気火災等の発生を阻止するため、感震自動消火装置等を備えた火気器具の普及等を推進するとともに、感震ブレーカーの配備に関する補助制度を創設すること。

(4) 住宅密集市街地への対応

住宅密集市街地の防災性と安全性を向上させるため、老朽木造住宅の建替えに関する助成対象を拡大し、住宅建設費も新たに対象とすること。

また、老朽木造住宅除却後の土地が適正に管理されている場合に納税優遇制度を適用するなど、老朽木造住宅の解消を推進できるよう、関係法令の整備を図ること。

さらに、建築基準法第42条第2項に基づく建築物のセットバックにあわせて、既存道路を道路境界線まで拡幅することを法律により義務化すること。

(5) 大規模水害への対応策の強化

洪水・高潮・津波・豪雨から都市機能の保全を図るため、スーパー堤防整備の推進等、治水対策をより一層推進すること。

(6) 大規模水害時における広域避難に係る体制整備

地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、国が主体となって、関係機関との連携・調整を行うなど、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。とりわけ、広域避難先の確保、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保、河川管理者による堤防復旧や排水機能の拡充などに関する支援、広域避難を促進するため、経済活動の停止、避難誘導への強制力等の制度創設を行うこと。

(7) 土砂災害防止対策の推進

急傾斜地崩壊対策事業の対象拡大をはじめ、既存建築物の建

替えに対する支援策を拡充するなど、土砂災害防止対策を推進すること。

19 地球温暖化防止対策の推進

I P C C の第 5 次評価報告書では、現状のまま地球温暖化が進行した場合、全世界的に重大な影響があると指摘されており、C O 2 の排出削減は喫緊の課題である。国は 2 0 3 0 年度に 1 3 年度比 2 6 % 削減という C O 2 の排出削減目標を発表し、2 0 3 0 年の総発電電力量における再生可能エネルギーの割合を 2 2 ~ 2 4 % とする長期需給見通しを示した。

これらの状況を踏まえ、地球温暖化防止対策として、国は責任を持って、さらなる対策を講じること。

(1) 再生可能エネルギーの活用促進と水素社会の基盤整備

- ① 水素の供給体制の中心となる水素ステーションの整備に関し、規制改革を図るとともに、自治体への支援を行うこと。
- ② 再生可能エネルギーの発電・供給が安定的に運用されるような仕組みの構築・運用を図ること。
- ③ エネルギーの地産地消に加え、地方と都市の自治体が再生可能エネルギーを通じて連携する仕組みについて引き続き支援策を講じること。

20 オリンピック・パラリンピック支援策の充実

2020年のオリンピック・パラリンピック大会の開催は、すべての人々がスポーツ活動に参画する契機となるばかりでなく、日本の文化や芸術の情報を世界に発信する好機となる。選手、観客、観光客を安全に迎え、地域経済の活性化と雇用創出の機会とするためにも、特別区の実施する施策に対して財政支援を行い、次の方策を講じること。

(1) スポーツ振興の基盤づくり

オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興の取り組みとして、運動施設の整備・改修・維持等に対する補助や国有施設の整備・改修に伴う代替施設・暫定施設の整備、地域スポーツクラブへの支援の強化、アスリート・スポーツ指導者の育成とともに、スポーツイベント等の機運醸成事業への支援を行うこと。あわせて、障害者スポーツの普及促進にも取り組むこと。

(2) 来街者受入れの取り組み

海外からの観光客を迎えるための取り組みとして、無料Wi-Fi（公衆無線LAN）の整備を行うとともに、多言語対応サインの統一化を図ること。

さらに、サイン整備にあたっては、補助制度を構築し、国道を含めた国有地への整備の際には、設置許可等に積極的に協力するとともに、特別区が実施する観光施策及び国際理解教育・ボランティア育成の推進に対して財政支援を行うこと。

また、ホストタウン登録をする特別区への財政措置を講じること。

(3) 開催都市にふさわしいまちづくり

オリンピック・パラリンピック開催地にふさわしい都市の形成に向け、競技会場を中心とした道路環境整備について財政支援を含め推進すること。

加えて、文化プログラムへの財政支援を図ること。

さらに、サイバー攻撃・テロ等への治安対策を実施するとともに、ヒートアイランド対策等の生活環境整備を行うこと。

＜要望事項別一覧＞

要 望 事 項		要望先省庁
1	分権改革の推進・地方税財源の充実強化	内閣府 総務省 財務省
2	社会保障・税番号制度の運用	総務省
3	子育て支援策の充実	内閣府 文部科学省 厚生労働省
4	児童相談所設置の促進	厚生労働省
5	ホームレス自立支援策の充実	厚生労働省
6	生活保護制度の充実・改善	厚生労働省
7	障害者施策の充実	厚生労働省
8	介護保険制度の充実	厚生労働省
9	医療保険制度の充実	厚生労働省
10	国有財産の活用	財務省 厚生労働省
11	地域医療の充実	厚生労働省
12	予防接種の充実	厚生労働省
13	住宅宿泊事業法関係業務等への支援	厚生労働省 観光庁
14	交通システムの整備促進	国土交通省
15	都市計画道路等の整備促進	国土交通省
16	都市インフラの改善	国土交通省
17	都市農業の振興及び緑化対策の推進	財務省 農林水産省 国土交通省
18	災害対策の充実	内閣府 国土交通省
19	地球温暖化防止対策の推進	経済産業省 環境省
20	オリンピック・パラリンピック支援策の充実	内閣官房

＜要望先省庁別一覧＞

要望先省庁	要 望 事 項
内閣官房	オリンピック・パラリンピック支援策の充実
内閣府	分権改革の推進・地方税財源の充実強化 子育て支援策の充実 災害対策の充実
総務省	分権改革の推進・地方税財源の充実強化 社会保障・税番号制度の運用
財務省	分権改革の推進・地方税財源の充実強化 国有財産の活用 都市農業の振興及び緑化対策の推進
文部科学省	子育て支援策の充実
厚生労働省	子育て支援策の充実 児童相談所設置の促進 ホームレス自立支援策の充実 生活保護制度の充実・改善 障害者施策の充実 介護保険制度の充実 医療保険制度の充実 国有財産の活用 地域医療の充実 予防接種の充実 住宅宿泊事業法関係業務等への支援
農林水産省	都市農業の振興及び緑化対策の推進
経済産業省	地球温暖化防止対策の推進
国土交通省	交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 都市農業の振興及び緑化対策の推進 災害対策の充実
観光庁	住宅宿泊事業法関係業務等への支援
環境省	地球温暖化防止対策の推進